

【資料1】平均賃金について

平均賃金とは？

算定すべき事由（休業、解雇、労災、制裁など）の発生した日以前の3カ月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいいます。

具体的な算定方法は？

(1) 月給の場合

$$\frac{\text{事由発生以前3カ月間に支払われた賃金総額}}{\text{事由発生以前3カ月間の総日数}}$$

(2) 日給・時間給・請負給などの場合

(1)の額と次の計算結果を比較して高い方を選択します

$$\frac{\text{3カ月間の日給、時間給、出来高払などの総額}}{\text{事由発生日以前3カ月間の労働日数}} \times 60\%$$

(3) 賃金の一部が月給・週給などで定められ、日給、時間給などと併用される場合

(1)の額と次の計算結果を比較して高い方を選択します

$$\frac{\text{事由発生以前3カ月間に支払われた月給等の総額}}{\text{事由発生以前3カ月間の総(暦日)日数}} + (1)$$

賃金締切日がある場合の起算日は、事由発生日の直前の賃金締切日とします。

算定すべき事由が発生した日とは？

算定すべき事由	手 当 名	発 生 日
休 業	休業手当	その休業日の最初の日
解 雇	解雇予告手当	解雇の予告をした日
年次有給休暇	年次有給休暇	その休暇を与えた日
労 災	災害補償	事故発生日または疾病の発生確定日
制 裁	減給の制裁の制限額	制裁の意思表示が相手方に到達した日